

自動販売機設置事業者募集要項

つくばみらい市では、市有財産の一層の有効活用と自主財源確保を図るため、市有施設に自動販売機を設置する業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書に係る仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に規定するものでないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 国税、都道府県税及び市町村民税を滞納していないこと。

2 入札に付する事項等

(1) 件名

自動販売機設置場所の貸付

(2) 自動販売機設置のために貸し付ける場所及び契約額算出方法等

(別紙2) 物件一覧のとおり

ア 貸付面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

イ 回収ボックスの設置方法及び使用済み容器の回収方法の詳細については、つくばみらい市と落札者との間で協議のうえ決定する。

ウ 物件の内容は以下のとおりとする。

アルコール飲料を除くペットボトル容器、缶入り及び紙パックの清涼飲料を販売するもの、又は、カップ式清涼飲料を販売するものとする。

なお、1 台当り 1 つのコンセントから取れる自動販売機の最大電力は、1kW以下とする。

(3) 貸付期間

令和 3 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで（5 年間）

※原則更新はしない

3 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請に係る書類を 3（2）の場所に提出し、

入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 申請期間

令和3年7月12日（月）から令和3年7月27日（水）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く毎日の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く）

(2) 申請場所

〒300-2395

つくばみらい市福田195番地

つくばみらい市役所 伊奈庁舎 総務部財政課 管財係 坂本・坂田

電話：0297-58-2111（内線2206）

(3) 申請書類（提出各1部）

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書	○	○
②	身分証明（市町村発行のもの）		○
③	誓約書	○	○
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
⑤	確定申告書		○
⑥	印鑑証明書	○	○
⑦	国税、都道府県税及び市税の未納がないことの証明書	○	○
⑧	委任状（入札・契約締結権限等を支店・営業所に委任する場合に提出）	○	
⑨	設置する自動販売機のカタログ	○	○

※④、⑥、⑦については、直近3か月以内のものとする。

※②、④、⑥、⑦については、写しも可とする。

※⑨については、物件ごとに提出するものとする。但し、他の物件と同一のものを設置する場合については、その旨を文書で通知することで提出を免除とする。

(4) 申請方法

申請期間内に、申請に必要な書類を提出場所に郵送又は持参すること、電話及びファクシミリによる受付は行わない。

4 入札参加資格の確認等

上記3（3）の申請書類により入札参加の有無を確認し、令和3年7月29日（木）に、申請者あてに結果を通知する。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時：令和3年8月6日（金） 午前9時00分から順次開札。

それぞれ、郵便による入札で行う。

入札書は令和3年8月5日（木）正午必着とする。

※入札金額は、消費税、電気代及び水道代等の金額を除いた額とする。

(2) 場所：つくばみらい市福田195番地

つくばみらい市役所 伊奈庁舎 3階 会議室

(3) 最低落札額

設置場所 屋内：24,000円（年額）

屋外：12,000円（年額）

※上記の最低落札額は、消費税、電気代及び水道代等の金額を除いた額とする。

(4) 設置事業者決定方法

最低入札金額以上の入札価格で最高額を入札した者を設置事業者とする。

ただし、最高額で入札した者が辞退した場合及び設置事業者の決定を取り消した場合は、次点の者を設置事業者とする。

最高額で入札をした者が複数名いる場合は、くじ引きで順位を決定するものとする。

開札は施設ごとに行い、施設で一番売上本数が多いものから順番に開札する。設置数は原則一施設につき一台までとし、落札が確定した者は、落札した物件の施設の他の物件は辞退として扱うものとする。但し、入札者がいない場合には、その限りではないものとする。

(5) 必要経費の負担

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。また、自動販売機の運転に必要な電気料は、設置事業者の負担とする。

電気使用量の算出に当たっては、設置事業者の負担において子メーター（計量法に基づく検定または基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの）を設置する。また、転落防止策を施すなど安全な設置にすること。自動販売機・計量器の設置及び撤去に要した工事費、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。

(6) 光熱水費の徴収

自動販売機に係る電気料（借受人が自動販売機に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、当該電気の使用料を電力会社に支払う場合を除く。）及び水道料については、つくばみらい市が発行する納入通知書により、当該納入通知書で指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに、つくばみらい市に納入すること。毎月の電気料及び水道料算定方法は次のとおりとする。

【計算式】電気料※1＝毎月の使用量※2×市の定める金額※3

※1 月額（円未満切り捨て）、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

※2 毎月の使用量＝設置事業者からの報告による子メーターの表示する月間消費電力量

※3 市の定める金額＝建物全体の使用料から算出される金額（建物全体の使用料により変動します。）

【計算式】水道料※4＝毎月の使用量※5×市の定める金額※6

※4 月額（円未満切り捨て）、消費税及び地方消費税に相当する額を含む。

※5 毎月の使用量＝設置事業者からの報告による販売実績から算出される月間消費水道量

※6 市の定める金額＝建物全体の使用料から算出される金額（建物全体の使用料により変動します。）

(7) 設置条件

自動販売機は、指定した貸付スペース（幅1200mm×奥行800mm×高2000mm）を越えないこと。

(8) 貸付物件の引渡し及び返還

貸付物件は、貸付期間の初日（午前8時30分～午後5時15分）に現況有姿の状態で引き渡します。返還は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復すること。

6 自動販売機の仕様（応募申込時にカタログ等仕様書を提出）

(1) 自動販売機

設置する自動販売機は、飲料水自動販売機（缶、ペットボトル、紙パック、紙コップ）とすること。中古台も可とする。

(2) 決済方法

電子マネーやQRコード決済等、多様なキャッシュレス決済に対応できるよう努めること。

(2) 景観配慮

デザインや外観については、設置場所が公共施設であることを考慮し、市と協議の上、華やかな広告や装飾を控えるなど、周辺環境及び建築意匠に配慮した機器を設置すること。

(3) 緊急災害時における清涼飲料水提供に関する覚書

災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に本市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供すること。

これに伴い、市と設置事業者は、別途無償提供に関する覚書を締結すること。

(4) ユニバーサルデザイン

低い位置に設置された商品選択ボタン、かがまずに商品を取り出せる取出口、硬貨を一度に投入することのできる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示など、年齢や性別、障害の有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう可能な限り工夫された機器を設置すること。

(5) 環境対策

自動販売機の設置による環境負荷の軽減のため、冷媒や断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及び代替フロンが使用されていない機器を設置すること。また、消費電力の削減のため、学習省エネ機能や部分冷却加温システム、ヒートポンプ機能、ピークカット機能、ピークシフト機能、照明の自動点滅・減光機能などの省エネルギー機能を搭載した機器など可能な限り最新の省エネ機器を設置すること。

(6) 窃盗被害防止対策

防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置すること。また、自動販売機堅牢化基準（日本自動販売機工業会）等を参考とし、犯罪防止に努めること。

(7) 転倒防止対策

自動販売機を設置する際には、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、自動販売機の設置における安全を確保するため、設置にあたっては「自動販売機―据付基準」（JIS）及び「自動販売機の屋内据付基準」（一般社団法人日本自動販売機工業会）を遵守し、安全対策を講じること。ただし、庁舎の躯体に

対し影響を及ぼす可能性のあるアンカー等による固定は、原則しないこと。

7 契約

落札者決定後、落札した者と公有財産賃貸借契約（入札説明書別添の「公有財産賃貸借契約書」の様式による。）を締結する。

8 問い合わせ先

〒300-2395

茨城県つくばみらい市福田195番地

つくばみらい市役所 伊奈庁舎 2階

総務部財政課 管財係 坂本・坂田

電話番号 0297-58-2111（内線：2206）

FAX番号 0297-58-5631

入札参加申請書

令和 年 月 日

つくばみらい市長 殿

(〒 ー)

住所又は所在地

氏名又は名称 (法人名)

及び代表者名

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

募集要項の各条項を承知の上、自動販売機設置場所の貸付に係る入札に参加したいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

また、市のホームページ等に決定金額及び事業者名を掲載することに同意します。

参加を希望する入札

物件番号及び設置場所 _____

※複数物件を希望する場合は各物件番号及び設置場所を中点で区切って入力してください

添付書類 (提出する書類に○をつけること)

- () ①身分証明 (市町村発行のもの) (写)
- () ②誓約書
- () ③商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書) (写)
- () ④確定申告書 (写)
- () ⑤印鑑証明書 (写)
- () ⑥自動販売機の設置実績 (3年以上)を確認できる書類 (契約書や売上表等の写し)
- () ⑦未納がないことの証明書 (国税・都道府県税・つくばみらい市税)
- () ⑧設置する自動販売機の仕様書又はカタログ (最大電力、定格電力、寸法、付属品、メーターを付けるものにあってはメーターの仕様、回収ボックスの仕様・寸法等が明記されたもの。物件ごとに提出。ただし、他の物件と同じものを設置する場合は、その旨を通知することで免除)

誓約書

令和 年 月 日

つくばみらい市長 殿

住 所
(所在地)

㊞

氏 名
(名称及び代表者名)

つくばみらい市が実施する自動販売機設置場所の貸付に係る入札への参加申請にあたって、次の事項を誓約します。

記

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者に該当しません。
- (2) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に規定するものに該当しません。
- (3) 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しません。
- (4) 入札の参加にあたっては、募集要項、入札説明書及び仕様書の内容を承知したうえで参加します。
- (5) 当社及び代表者における租税公課に一切の未納がありません。
- (6) この誓約が虚偽であること及びこの誓約に反したことによる入札の無効又は契約の解除により当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

貴市発注の入札に関し、事前に談合・不正行為及びこれらの疑いを持たれるような行為を絶対にしないことを誓約します。

委任状

令和 年 月 日

つくばみらい市長 殿

(委任者)

所在地

商号・名称

代表者職氏名

印

(実印を押印)

私は、次の者を代理人と定め、令和 年 月 日から令和 年 月 日まで、つくばみらい市長に対する下記の権限を委任します。

(受任者)

所在地

商号・名称

職氏名

印

(使用印を押印)

記

(委任事項)

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約の締結に関する件
- 3 代金の請求及び受領に関する件
- 4 入札における代理人選任に関する件
- 5 その他、上記各号に付帯する件

入札書

令和 年 月 日

つくばみらい市長 様

入札者
住 所
事業者名
代表者

印

設計図書及び現地を調査の上、入札の条件を守り、次のとおり入札します。

入札金額	金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
物件番号 及 び 設置場所										

注 1 入札金額の前に¥マークを記入すること。

質 問 書

令和 年 月 日

つくばみらい市長 殿

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

担当者氏名

電話番号

自動販売機設置場所の貸付に係る入札について、下記のとおり質問します。

記

○質問事項